



# あいづ

[発行] 自治労

福島県本都会津総支部

[所在地] 会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

[連絡先]

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

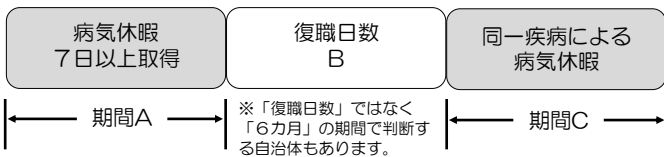
【図表1】病気休暇の期間（福島市の場合）

事由	休暇の期間
1 公務上の負傷又は疾病のため療養する場合	3年以内の期間
2 結核性疾患のため療養する場合	2年以内の期間
3 生活習慣病及び精神科疾患のため療養する場合	180日以内の期間
4 前3号以外の負傷又は疾病のため療養する場合	90日以内の期間 ただし、任命権者が特に必要と認めた者については、150日以内の期間

【図表2】病気休暇の期間（会津若松市の場合）

事由	休暇の期間
1 療養休暇	任命権者が、結核性疾患により長期の療養を要するものと認められた者について2年以内の期間
2 成人病等による長期療養休暇	180日以内の期間
3 前2号以外の負傷又は疾病のための休暇	90日以内の期間

【図表3】病気休暇期間の通算（会津若松市の場合）



ケース	病休期間通算区分
①復職日数B「20日未満」	期間A分と期間C分が通算される（病休期間がリセットされない）
②復職日数B「20日以上」	期間A分がリセットされ、期間C分は新たな病休期間となる
③精神科疾患の場合	復職日数Bが「20日未満」の場合、同一疾病（精神科疾患）による病休は取得できない

働くことが悪用して  
間をリセットされ  
職すれば、病休も  
たが、少しも復  
題になつてしまし  
前、全国的にも問  
か？というのと、以  
なぜこうなつたの  
きません。  
取得することがで  
合は、同じ精神疾  
患で改めて病休を  
取得することや  
20日を超えない場  
合は、精神疾  
患で、復職日数が  
す。ただ、精神疾  
患で、復職日数が  
20日を超えない場  
合は、同じ精神疾  
患で改めて病休を  
取得することがで  
きません。  
取得することがで  
合は、同じ精神疾  
患で、復職日数が  
す。ただ、精神疾  
患で、復職日数が  
20日を超えない場  
合は、同じ精神疾  
患で、復職日数が  
す。ただ、精神疾

▼紙面学習シリーズの17回目は、「病気休暇」についてです。一緒に学習していきましょう。  
▼なお、本機関紙416号にて「退職者の給与」について特集してありますので、(下のQRコードから)併せてご覧ください。  
▼まずは、病気休暇の期間について



です。【図表1】は、福島市の場合、【図表2】は、会津若松市の場合です。何れも「〇〇市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」からの転載です。ご覧のとおり、自治体によって区分も休暇の期間も少し違います。ご自分の自治体の規則を確認してください。  
▼次に病気休暇からの復職後に、再度、同一疾病で病気休暇を取得する

場合の病休期間の通算について記載したのが【図表3】で、これは会津若松市の場合です。これも前述の規則に記載しているはずなので、ご確認ください。記載のとおり、復職日数が20日を超えるかどうかで、病休期間の通算が判断されることになりま

## 紙面学習

### シリーズ ①7

# 『病気休暇』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく「紙面学習」の17回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話合ってみてください。

## 当面の日程

- 9月18日（水）  
〇13:30～県本部単代会議（福島GP）
- 9月27日（金）  
〇11:00～共済担当役員会議（福島GP）
- 10月11日（金）  
〇13:00～12日（土）県本部第115回定期大会（スパリゾートハワイアンズ）
- 10月12日（土）  
〇11:30～県本部単代会議（スパリゾートハワイアンズ）

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

【図表4】職場復帰支援プログラム（例）

ステップ	説明
《第1ステップ》 病気休暇（休職） 開始・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場復帰支援は病気でお休みしたときから開始します。</li> <li>○所属長、職員厚生課、産業医及び職員厚生課保健師が休暇（休職）中の職員の状況を把握し、連携しながら、職場の状況や職場復帰の手順について本人に説明し、不安を抱えたり孤立感を抱かないようにケアします。</li> <li>○また、休暇（休職）中は所属長、または職員厚生課保健師が月に1回程度、本人もしくは家族と連絡をとり、状況を把握します。</li> <li>○ただし、主治医が職場との接触を持たないことが必要と判断する時期については、主治医の指示に従います。</li> </ul>
《第2ステップ》 主治医による 職場復帰可能の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場復帰の準備段階に入ったら、病気休暇ならば職場復帰の3～4週間前までに、休職ならば職場復帰の4週間前までに、主治医から職場復帰可能な段階である旨の診断書と復帰願を本人から所属長に提出します。ここの職場復帰可能とは、元の健康状態に応じて、おおよそ割まで回復している状態をいいます。</li> <li>○報告を受けた後、所属長が主治医や本人との面談を行い、治療状況や職場復帰に向けての回復状況を確認します。</li> <li>○また、臨床心理士や職員厚生課保健師による面談や職員厚生課で指定する精神科医の診断を受け、それに基づいて職員厚生課保健師と所属長は、職場復帰のための支援プラン（「復帰支援プラン」）の作成について、協議をします。</li> </ul>
《第3ステップ》 審査会による職場 復帰の可否の判断・ 職場復帰支援 プランの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病気の再発予防と円滑な職場復帰を図るため、「復帰判定審査会」を開催し、勤務可能な状況まで回復しているかどうかを審査します。</li> <li>○また、職場復帰に際しての条件や配慮、短時間などの試行的な勤務（「試行勤務」）の導入、職場復帰後のフォローアップ体制などを盛り込んだ復帰支援プランについても、併せて審査します。</li> <li>○審査会のメンバーは、産業医、臨床心理士、精神科医、職員厚生課（課長・係長・保健師）、人事課、所属長で基本的に構成されます。</li> <li>○ここで出された意見を基に、職員厚生課長が職場復帰の可否を判定します。審査会の結果は、所属長を経由して本人に連絡されます。</li> </ul>
《第4ステップ》 試行勤務の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審査会の結果、望ましいと判定されれば「試行勤務」のステップへ進みます。</li> <li>○「試行勤務」は、正式な職場復帰前に出勤することで、職場の雰囲気慣れたり、軽作業を通して自分自身の回復状況の確認ができたり、職場復帰への自信につなげていきます。</li> <li>○「試行勤務」期間中は病気休暇・休職期間として取扱い、業務の流れや終了時の確認などを所属長の指定する指導責任者のもとで行います。</li> <li>○勤務の内容や時間帯などは、復帰支援プランに基づいて行いますが、状況に応じて修正していくことは可能です。また、本人は試行勤務中、作業内容などを毎日記録し所属長へ提出し、臨床心理士または職員厚生課保健師と面談を行います。</li> <li>○なお、休職の際の試行勤務は、休職を延長することから、通勤途中及び勤務時間中の公務災害の補償が受けられないこと、また、給料は8割または無給となります。</li> <li>○試行勤務終了の1週間前までに、職員厚生課の指定する医師の診断を、試行勤務終了の3日前までに、主治医の診断を受けます。</li> <li>○職員厚生課と所属長は、職員厚生課の指定する医師や主治医と連絡をとり、回復状況や試行勤務の状況を確認し、最終的な職場復帰を判断します。</li> <li>○思うように回復が進んでいない場合は、病気休暇や休職を延長することもあります。</li> </ul>
《第5ステップ》 職場復帰後の フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場復帰後も病気の再発の可能性があるため、所属長、職員厚生課保健師が主治医と連携してサポートできる体制を整えます。</li> <li>○職場環境での配慮、復帰支援プランの評価は、臨床心理士または職員厚生課保健師が本人への定期的な面談により行います。</li> </ul>

受け取っていた事例があったからです。全国的には、病休中なのに遊技場にいるところを地域住民に見つかり、問題となったケースもあったようです。「遊技場に行くのもリハビリだ」というような意見もありますが…（笑）

▼精神疾患に関しては、このよう

に規則上厳しい面もありますが、一方で例えば、メンタルヘルス不調であれば、「職場復帰支援プログラム」というようなものを当局がしっかりと整備し、主治医、所属長、保健師などが連携しながらサポートしていくことが重要となってきました。

【図表4】は県内自治体の「職場復帰支援プログラム」を例として記載したものです。職場内にメンタルヘルス不調で休んでいる方が複数人いるような場合、担当の保健師さんの負担は相当なものになると思います。組合としてはこれらのケアも必要となります。

総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



▼日本における台風の風水害もひどい状況でしたが、特にSNS上にはアップされている、台風11号によるベトナムや中国、フィリピンにおける被害状況はひどいものでした。猛烈な風で、トラックが横転し、街路樹のほとんどが、なぎ倒され、濁流とともに多くの自動車が行き止まり。また、イタリア北部ではテニスボール大のひょうが降り、多くの負傷者が出て、建物・自動車等の被害も大きかったとのこと。まさに、地球温暖化の影響が深刻化している訳です。国家間で争いを起こしている場合ではないのですよ。（坂内）

編集後記



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！